

令和4年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

会議名	令和4年度第1回宇治市情報公開審査会
日時	令和4年9月6日(火) 午後3時30分～午後4時30分
場所	オンライン会議にて開催(傍聴場所は宇治市役所8階大会議室)
出席者	(委員) 原田会長 吉政委員 小川委員 細川委員 御幸委員 (事務局) 中嶋課長 次郎内副課長 綿引係長 森岡主任 岡田主任 (傍聴者) なし
<p>令和4年度第1回情報公開審査会の開会に先立ち、事務局から、各委員の紹介等を行った。</p> <p>(1) 事務局から、各委員の紹介を行った。</p> <p>(2) 事務局から、事務局職員の紹介を行った。</p> <p>その後、会長の選出及び職務代理者の指名を行った。</p> <p>(1) 会長の選出 委員の互選により、原田委員が会長となった。会長から就任に当たっての挨拶が行われた。</p> <p>(2) 職務代理者の指名 会長の指名により、吉政委員が会長職務代理となった。会長職務代理から就任に当たっての挨拶が行われた。</p> <p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 令和3年度情報公開制度実施状況について(報告事項)</p> <p>イ 令和3年度審議会等の会議の公開制度運用状況について(報告事項)</p> <p>ウ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について(報告事項)</p> <p>(2) 資料説明 事務局から、令和3年度情報公開制度実施状況について、令和3年度審議会等の会議の公開制度運用状況について及び個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 令和3年度情報公開制度実施状況について</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答 (会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。なければ次に移る。</p>	

4 報告事項 令和3年度審議会等の会議の公開制度運用状況について

- (1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。
- (2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。

(委 員) 宇治市では審議会の公開に関するガイドラインや指針のようなものはあるのか。

(事務局) 「審議会等の会議の公開に関する指針運用マニュアル」を作成しており、それに基づき運用している。

(委 員) 承知した。

(会 長) その他事務局の説明について、質問はあるか。なければ次に移る。

5 報告事項 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について

- (1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。
- (2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。

(委 員) 条例改正のスケジュールはどうなっているのか。

(事務局) 令和4年12月定例会に議案を提出する予定で進めている。

(委 員) 手数料に改正する必要があるのか。手数料を納めなければならないとするのは、請求者に対する義務づけであり、法律上、必ず手数料にしなければならないとはなっていないはずである。

また、不開示情報について、宇治市情報公開条例の場合は不開示情報において、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものとして扱うことが相当であるというプライバシー型で規定しているが、国の場合は、個人情報の規定が、個人として識別できるものは全て個人情報であるという個人識別型で規定しており、改正後の個人情報保護法は、個人識別型であるため、齟齬が生じる可能性があるという理解している。改正後の個人情報保護法で、「情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものが含まれている場合を除き」と規定されていることから、情報公開条例の改正は、必ずしも必要ではない。

個人情報保護法の改正によって、情報公開条例を改正する必要はないと思われるが、この際、個人情報保護条例と情報公開条例の整合性が図れるように改正したいということであれば、それも1つの方法であると考えている。

(委 員) 宇治市としては今回、情報公開条例を改正したいという考えか。

(事務局) 現時点での宇治市の考えとしては、改正を検討するという所までは至っておらず、現状を報告しているというものであり、まだ改正をするかどうかは決ま

令和4年度第1回宇治市情報公開審査会会議録

っていない。

(委員) 承知した。

(会長) その他事務局の説明について、質問はあるか。なければ次に移る。

6 その他連絡事項等について

現在審査請求は出ていないため、次回の審査会については、現在のところ開催の予定はないが、宇治市情報公開条例を改正することとなった場合は、審査会に報告する旨の説明を行った。

7 閉会

(会長署名)